

Q 1 「新潟市にふさわしい小中一貫した教育」とは、何を指しているのですか？

⇒A 新潟市教育委員会では、幼稚園・保育園・認定子ども園等と小学校、小学校と中学校のそれぞれの接続期の課題解決を目指した幼児教育から義務教育終了までの12年間の「一貫教育」を推進しています。

この「一貫教育」の3つの目的（「確かな学力の獲得」「学校(園)間の滑らかな接続」「教職員の資質の向上」）を踏まえて、小・中学校を対象にした「新潟市にふさわしい小中一貫した教育」では、全市一元的な取組を進めるのではなく、広範囲な新潟市における各中学校区の地域特性を生かした取組や、各校の特色ある教育実践を大切にすることにより、各中学校区の独自性や主体性を大切にしながら小中一貫した教育を展開することを目指しています。

＊『新潟市教育ビジョン第3期実施計画』において、「新潟市にふさわしい小中一貫した教育の取組」とは、「それぞれの学校がおかれた地域特性や教育環境、課題に応じて教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせる一貫教育」と記載しています。

Q 2 義務教育学校などのような取組を目指しているのですか？

⇒A 小学校の全教育課程と中学校の全教育課程を繋ぎ、新たな教育課程をつくることを目指しているわけではありません。小学校と中学校の校種の違いや教育活動の良さをそのまま尊重するとともに、8区56中学校区という広大な範囲の中には、それぞれの地域や学校の今までの営みの良さがあるので、それもそのまま尊重していきたいと考えています。

Q 3 小中一貫した教育に取り組む必要性とは何ですか？

⇒A 小・中学校が同一の方針を持って教育活動を行うことで、9年間の小中学校教育を通じて、子どもたちの自己肯定感を高めなければならないと考えています。そのためには、小・中学校で教育活動に対する異なる認識を相互に理解し、特に教科より裁量の幅が広い総合的な学習の時間においては、9年間を通じて身に付けさせたい資質・能力の育成のために、これまでの学習活動を位置付ける必要があると必要と考えています。その検討の機会是小中一貫合同研修会であり、学校運営マネジメントの観点からこの研修会のより一層の充実が必要です。

Q 4 実際に、「小中一貫した教育」では、どのようなことに取り組むのですか？

⇒A Q1～3で記述したことを進めるために、市内全ての中学校区で、地域特性や教育課題を踏まえた「目指す子どもの姿」(目標)を設定し、この姿の実現に向け、手段として「4つの共通プログラム、独自プログラム」に取り組んでほしいと考えています。

Q5 「目指す子どもの姿」(目標)とありますが、何のために、どのような考え方を  
持って「目指す子どもの姿」を考えればよいのでしょうか?

⇒A 小学校と中学校の校種の違いや教育活動の良さを、そのまま尊重した上で連続性をもたせたいと考えています。そのため、小・中学校の職員が現在行っている9年間の教育活動を通じて、育成したい子どもの姿を考えることにより、連続性をもたせてほしいと考えています。また、小・中学校の職員が気持ちを一つにしてその達成に向けて取り組んでほしいと考えています。例えば小・中学校の職員がファシリテーションなどで、小中を通じて育んでいきたい資質・能力や意欲などを導き出し、まとめ・精査したことを「目指す子どもの姿」に位置付けることは有効と思います。その際、「目指す子どもの姿」を達成する取組は主に、生活科・総合的な学習の時間であり、その関連を考えておくことも大切です。「小中一貫した教育」への取組は、まず「目指す子どもの姿」の設定からと考えています。

Q6 「4つの共通プログラム」のうち、教育課程に関わるものは、「9年間を見通した生活科・総合的な学習の時間」と「9年間を見通した学習の仕方」ですが、「道徳」や「特別活動」を取組の柱にして実施してはいけませんか?

⇒A 新潟市では、「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」を重点に教育実践を進めています。また、この重点と最も関わり深く地域と連携を進めたり、小学校と中学校の教育課程において、児童生徒や地域の現状を踏まえて柔軟に学習活動を行うことができるのは「生活科・総合的な学習の時間」であると考えています。また「9年間を見通した学習の仕方」については、教科指導の内容は学習指導要領で示されていますが、小・中学校を通じて学習指導の方法や家庭学習の方法を検討実施することで、子どもたちはより一層学習内容を習得できると考えています。必要があれば、「道徳」や「特別活動」等は「独自プログラム」として実践をお願いします。

Q7 「9年間を見通した生活科・総合的な学習の時間」は、小学校と中学校の学習内容も違い、どのように小中一貫した取組を考えればよいですか?

⇒A 前述しましたが、小学校と中学校の校種の違いや教育活動の良さを、そのまま尊重した上で連続性をもたせたいと考えています。そのために、現在行っている生活科・総合的な学習の時間の学習單元の中から「目指す子どもの姿」の達成のためとなる学習單元を明確にし、達成に向けてどのように工夫して学習活動を行うのかを一覧表にまとめてください。それにより小・中学校の職員の共通認識を図ったり、学習活動の接続や一層の充実を考え実践したりしてほしいと考えています(一覧表については、別紙「様式2 各中学校区における小中一貫した教育の取組2(A3版)(改訂版)」を参照してください)。

Q 8 「9年間を見通した学習の仕方」は、『新潟市の授業づくり』で推進している「学習課題とまとめ、振り返り」について行えばよいのですか？

⇒A 「学習課題とまとめ、振り返り」とともに、各中学校区の子どもたちの現状を踏まえて考えてください。その視点としては、子どもたちがどのように授業に臨むのか、家庭学習はどのように行えばよいのか、保護者と一体となって家庭学習の指導を進めるためにはどうすればよいのか、また職員は学習指導に当たって共通して心掛けることは何かなど、様々な視点があるかと思えます。その中で各中学校区において、必要な視点をもって考えてください。例えば、〇〇中学校区学習スタンダードのようなものをつくるなどと考えてもらうと分かりやすいと思います。但し、その際には、新潟市教育委員会リーフレット『新潟市の授業づくり』や『新潟市の家庭学習』に基づいて検討してください。

Q 9 今までも、小・中学校で連携して職員研修を実施してきましたが、「小中一貫した教育」であると何か新しい研修をするのですか？

⇒A 上記の「目指す子どもの姿」の検討・設定や、「9年間を見通した生活科・総合的な学習の時間」と「9年間を見通した学習の仕方」の検討・立案を「小中一貫合同研修会」において行ってください。今まで人権教育研修会や合理的配慮研修会などを実施してきましたと思いますが、それは継続して構いません。また各中学校区の地域特性や教育課題を踏まえた研修についても、今後も継続してください。

Q 10 「働き方改革」が求められている中、より一層の多忙感に繋がりませんか？

⇒A 多くの中学校区で、年1～2回程度の小中職員研修会を実施しています。その機会を用いて、前述した学校経営マネジメントの観点から研修会の充実を図ってほしいと考えています。無理のない研修会の回数を考慮ください。

Q 11 地域の方から意見をもらう「学校評議員会」や「パートナーシップ事業推進会議」などがあるのに、新たに「小中一貫教育推進委員会」を行うのですか？

⇒A 小・中学校別々ではなく、小・中学校が一緒になって意見をもらったり話し合ったりする機会として位置付け、開催してほしいと考えています。特に「9年間を見通した学習の仕方」は保護者に周知するとともに、どのように一緒になって取り組んでいくことができるかを考え実践したり、「9年間を見通した生活科・総合的な学習の時間」では地域と共に活動している内容を小・中学校を隔てることなく確認したり、共に取り組んだりすることを検討してほしいと考えています。

(補足) 新潟市教育委員会では、H30秋から、コミュニティ・スクールの制度導入にかかわる検討を始めました。「中学校区ごとの小中一貫教育推進委員会」については、現状においてその推進委員会にあたる組織で協議をしている場合はそのまま継続し、未着手の場合はコミュニ

ティ・スクールの制度導入にかかわる教育委員会の検討結果を踏まえて着手をお願いします。

Q12 独自プログラムに取り組むよさは何ですか？

⇒A 前述をしましたが、各中学校区の地域特性や教育環境、課題を踏まえた「新潟市にふさわしい小中一貫した教育」を目指すためでもあります。そこで、今まで各中学校区で行ってきた取組を独自プログラムで行い、これまで、中学校区で伝統的に行ってきた取組を大切にしていきたいと考えています。また、学校課題を解決するために、総合的な学習の時間における取組以外でも大切にしたい取組があると思います。そのような取組を独自プログラムに位置付け、取り組んでください。

Q13 今後の予定は、どのように考えていますか？

⇒A 現在、8パイロット中学校区から「小中一貫した教育」について先進的に取り組んでもらっていますが、年度ごとに段階的に広げ、平成32年度には全中学校区が「小中一貫した教育」に取り組んでもらう予定です。

Q14 何か参考にできるものがあったら、教えてください。

⇒A 平成30年度は、各区1つずつの8パイロット中学校区で、先進的に取り組んでもらっています。その8パイロット中学校区の実践内容や、「新潟市にふさわしい小中一貫した教育における基本的な考え方」「検討のための書式例」などを市ホームページに掲載しています。参考にしてください。

Q15 分からないことがあったら、どこに質問すればよいですか？

⇒A 下記にご連絡ください。

新潟市教育委員会教育総務課教育政策室 TEL 025-226-3177 FAX 025-230-0401